

## 関西広域連合における「薬物濫用防止対策」の取組みについて

### 1 取組みの方向性

#### (1) 連絡体制の確立

- ・ 構成府県・政令市の担当部局との連絡体制を構築する。
- ・ 条例制定や薬物指定等に関する情報収集を行い、構成府県・政令市に対して情報提供を行う。

#### (2) 情報の共有化

- ・ 構成府県・政令市が所有する「指定薬物標準品」の種類・数量や検査機器等について、情報の共有化を行う。

#### (3) 広域連携方策の検討

- ・ 構成府県・政令市における共通課題を抽出し、今後、どのような連携が可能か、検討を行う。

### 2 現在の取組状況

○平成25年1月～ 構成府県・政令市による「薬務担当者会議」を開催  
(1月18日)  
構成府県・政令市との「連絡体制」の構築

○平成25年2月～ 各検査機関における指定薬物検査に関する調査等の  
実施、情報共有

構成府県・政令市における共通課題を抽出し、連携方策  
を検討